

特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令の概要

本政令は、国家公務員法改正の中で、特別職公務員である特定独立行政法人の役員（常勤の者に限る）に対して、一般職公務員と同様の行為規制を導入することとされており、そのために所要の措置を講じる政令である。

(1) 行為規制関係

① 求職活動規制

(a) 求職活動が禁止される範囲（利害関係企業等）【第2条】

- ・ 特定独立行政法人の役員が職務として携わる以下の事務の相手方である営利企業等とする。
 - 許認可、立入検査、不利益処分、契約（契約の総額が二千万円未満のもの等は除く。）、等

(b) 監視委員会による承認の基準【第3条】

- ・ 以下の場合のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合には、特定独立行政法人の役員は、監視委員会の承認を得て、利害関係企業等に対し求職活動を行うことができるものとする。
 - (i) 関係法令の規定及びその運用状況に照らして特定独立行政法人の役員の裁量の余地が少ないと認められる場合
 - (ii) 高度の専門的知識・経験を有する特定独立行政法人の役員が、利害関係企業等からの依頼を受けて、再就職しようとする場合（現に立入検査を行っている等、当該利害関係企業等が特定独立行政法人の役員と特に密接な関係にある場合を除く。）
 - (iii) 依頼を受けて親族の経営する利害関係企業等に就職しようとする場合（現に立入検査を行っている等、当該営利企業等が特定独立行政法人の役員と特に密接な関係にある場合を除く。）
 - (iv) 一般に募集され、かつ、公正かつ適正な手続で選考される公募に応募する場合

(c) 再就職後の公表事項（あっせんの暫定承認についても同様の規定あり。）

【第22条、第23条】

- ・ 特定独立行政法人の役員が求職活動の承認を得て再就職した場合、当該特定独立行政法人の役員が在職していた法人は、離職後2年間、毎会計年度又は毎事業年度の終了後4月以内に、再就職先との間の契約・補助金の総額等を公表することとする。

② 働きかけ規制

○働きかけ規制が適用されない場合【第9条、第10条】

- ・ 以下の場合においては、営利企業等に再就職した特定独立行政法人の役員は、在職していた機関の役職員に対し、職務上の行為を要求・依頼することができるものとする。
 - (i) 法令に違反する事実を是正するために処分を求める場合
 - (ii) 裁量の余地の少ない職務に関して職務上の行為を要求・依頼することについて、監視委員会の承認を得た場合

(2) 再就職情報一元管理関係

① 任命権者への届出

(a) 任命権者への届出手続・届出事項等【第13条】

- ・ 特定独立行政法人の役員が再就職を約束した場合、任命権者に届け出なければならないこととされているが、その手続、届出事項等を定める。

② 内閣総理大臣への届出

(a) 事前の届出の対象となる独立行政法人等の地位【第14条】

- ・ 特定独立行政法人の役員が、非特定独立行政法人等の一定以上の地位に再就職する場合、事前に届け出なければならないが、その地位の範囲を役員等とする。

(b) 事前の届出の対象となる法人【第16条～第18条】

- ・ 事前の届出の対象となる法人を、非特定独立行政法人、特殊法人（一部）、認可法人並びに公益財団法人及び公益社団法人のうち国と密接な関係を有する公益財団法人及び公益社団法人（特例民法法人を含む）とする。

(3) 内閣事前承認制度関係【附則第4条～附則第7条】

- ・ 原則として、現行の人事院による事前承認制度と同じ制度とする。
- ・ 現行の事前承認制度で認められている「公正な人材活用システム」（有識者による個別審査制度）は廃止することとする。

(4) 再就職あっせんの暫定承認関係

(a) 監視委員会等による承認の基準【附則第8条】

- ・ 以下の場合のいずれかに該当し、かつ、公務の公正性を損ねるおそれがないと認められる場合には、特定独立行政法人の役員は、監視委員会又は監察官の承認を得て、他の役職員の再就職のあっせんを行うことができるものとする。

(i) (イ)から(ハ)を満たすこと。

(イ) 役職員の知識経験の活用を図るために営利企業等からあっせん依頼があったこと

(ロ) あっせん先の営利企業等が下記に該当しないこと

- ・ 内閣府令で定める機関が不適切と指摘した契約の相手方
- ・ あっせんされる役職員の利害関係企業等（利害関係企業等との間で携わる事務が関係法令の規定及びその運用状況に照らして裁量の余地の少ない場合を除く。）

(ハ) あっせんを受ける役職員の離職に際してのあっせんに該当すること。ただし、企業側の依頼に応ずるために、元役職員をあっせんすることが必要不可欠で

あると認められる場合は、この限りではない。

(ii) (イ)及び(ロ)を満たすこと。

(イ) 営利企業等からの依頼を受けて、高度の専門的知識・経験を有する役職員を、当該営利企業等にあっせんする場合（現に立入検査を行っている等、当該営利企業等が職員と特に密接な関係にある場合を除く。）

(ロ) あっせんを受ける役職員の離職に際してのあっせんに該当すること。ただし、企業側の依頼に応ずるために、元役職員をあっせんすることが必要不可欠であると認められる場合は、この限りではない。

(iii) 廃職過員により離職を余儀なくされることが見込まれる役職員をあっせんする場合

(b) 監察官への委任の範囲【附則第13条】

- ・ 局長級未満の職員の承認権限は、監察官に委任することができるものとする。

(c) 再就職後の公表事項【附則第14条、附則第15条】

特定独立行政法人の役員があっせんの承認を得て再就職した場合、当該特定独立行政法人の役員が在職していた法人は、離職後2年間、毎会計年度又は毎事業年度の終了後4月以内に、再就職先との間の契約・補助金の総額等を公表することとする。

(5) 委員長等が任命されるまでの間の経過措置【附則第16条】

監視委員会の委員長等が任命されるまでの間、内閣総理大臣が権限を行使するための所要の読替えを行う経過措置を定める。

(6) その他

子法人等、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する所要の規定を定める。